

福岡県社保協

Fax Mail ニュース

2020.3.14 №.75

福岡県社会保障推進協議会

電話 092-483-0431

FAX 092-483-0435

E-mail syaho@f-kenren.or.jp

新型コロナウイルスによる経済的影響から 中小業者の経営を守る要請書提出！

○福岡県商工団体連合会要請項目

1、固定費補助や既存債務の整理など倒産・廃業を防ぐ対策を行うこと

- ①休業を余儀なくされている中小業者・フリーランスに最低生活費等を直接補償すること。また、家賃・リース代への補助を行うこと。
- ②県民税や自動車税など県税の減免や免除を行うこと。
- ③小規模事業者持続化補助金について柔軟かつ迅速に運用し、補助率の引き上げを行うこと。
- ④国民健康保険税の減免や支払い免除を行うこと。
- ⑤感染の影響が収束するまで社会保険の納付の猶予を行い、差し押さえは控えること。
- ⑥医療費の支払いが困難な加入者に対して国保法 44 条を活用することを市町村に周知徹底すること。

2、資金繰りへの支援を強めること

- ①新型コロナウイルス感染症対策の「緊急経済対策資金」に認定された事業者のうち、小規模事業者に対して、金利の負担はゼロにすること。
- ②返済猶予や債権放棄を積極的に行うよう金融機関を指導すること。

3、消費税率を5%に引き下げをを求める意見書を国に要請すること。

3月13日（金）、福岡県社保協の構成団体である福岡県商工団体連合会（以下：福商連）が、小川洋県知事に対して、「新型コロナウイルスの感染拡大による経済的影響から中小企業の経営を守る緊急対する要望書を」を提出しました。要請項目については、まだ国からの見解が出ていないところが多いとしながらも、③については、国からの通達で、無保証の融資制度の活用についての説明がありました。福商連からは、会員を対象にしたアンケートをもとに、現場で起きている切実な状況や問題について訴えました。



また、社保協からは、④⑤について、すぐに県として対応していただきたいということ、特に、国保は県単位化になり、納付書（請求書みたいなもの）が県から各自治体に発行されます、自治体はそれを払うこととなりますが、その支払いの猶予についても検討すべきではないか等訴えました。

後日あらためて、文書で回答をいただくこととして終了しました。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険 後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取り扱いについて

3月10日厚生労働省は、都道府県・後期高齢者医療広域連合事務局に対して、各保険（国保・介護・後期高齢者医療制度）の届出・申告について、本来変更が発生した場合14日以内の届出が必要ですが、今回、遅延を認める等、柔軟な対応をするよう通達しています。

同時に、国保77条、地方税法15条、後期高齢者医療制度第111条、介護保険法142条、いずれも減免や、徴収猶予等の規定です。

具体的ことについては関係自治体に、積極的に訪ね、制度利用について市民に周知徹底させるよう要望しましょう！

国保の場合（保険料の減免等）

第七十七条 市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

介護保険の場合（保険料の減免等）

第四百四十二条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

後期高齢者医療制度（保険料の減免等）

第一百十一条 後期高齢者医療広域連合は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

国保44条の活用も！（一部負担金減免）

コロナウイルスの影響で、収入が不安定になり、医療費が心配で医療機関の受診を控えること等がおこらないよう、今こそ、関係自治体に、**国保44条**の活用について、申し入れや、懇談を行い、制度を活用させましょう。

各地域社保協において、今般のコロナ関係で自治体と懇談した等ありましたらご報告ください、ニュース等で紹介します。